

# 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業

春日市では、小児・AYA世代（0歳から39歳まで）のがん患者の在宅における生活を支援するため、在宅療養上の訪問介護、福祉用具貸与・購入に要する費用の助成を行います。

※AYA（アヤ）世代：「ADOLESCENT AND YOUNG ADULT世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

## 対象者

1から3を満たす春日市民

1. 40歳未満のがん患者（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義や診断基準に該当する人）
2. 在宅における療養のために生活の支援および介護が必要な人
3. 支援事業以外の事業において、この支援事業と同様のサービスを受けることができない人

## 対象となるサービス

1. 訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）
2. 訪問入浴介護
3. 福祉用具の貸与または購入（次に掲げるものに限る）

車いす（付属品を含む）	特殊寝台（付属品を含む）
床ずれ防止用具	体位変換器（起き上がり補助装置を含む）
手すり（工事を伴わないものに限る）	スロープ（工事を伴わないものに限る）
歩行器	歩行補助つえ
認知症老人徘徊感知機器	
移動用リフト（つり具の部分を除き、階段移動用リフトを含む）	
自動排泄処理装置（レシーバー、チューブ、タンク等を除く）	
腰掛便座	入浴補助用具
自動排泄処理装置の交換可能部品	簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分	

## 助成額

1ヶ月あたりのサービス利用料に対し、上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割相当額（最大5万4千円）を補助します（生活保護世帯の方は10割相当額を助成）。

助成金の詳細や申請書の様式は春日市ウェブサイトをご覧ください。



春日市ウェブサイトページ番号

春日市 1005247

検索

### 【お問い合わせ先・申請先】

春日市健康課健康づくり担当

〒816-0851

春日市昇町1丁目120番地

春日市いきいきプラザ 2F

TEL:092-501-1134 FAX:092-501-1135

E-mail:kenkou@city.kasuga.fukuoka.jp

# 申請から助成までの流れ

## 1. 利用申請

助成を希望する人はサービス利用開始前、またはサービス開始から1カ月以内に、次の申請書などを春日市健康課窓口へ提出する。

- ①申請書（様式第1号）
- ②医師の意見書（様式第2号）またはがん患者（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義や診断基準に該当する人）であることが確認できる書類
- ③利用予定者、受任者の本人確認書類（写し）
  - ◆本人確認書類の例
    - ・1点で確認できるもの：運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（顔写真がついている面）、住民基本台帳カード（顔写真つき）等
    - ・2点で確認できるもの：健康保険被保険者証、写真つきでない住民基本台帳カード等

## 2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、利用決定通知書を送付します。

## 3. サービス利用料の支払い

利用決定者は、サービス提供事業者に請求された利用料を全額支払います。

## 4. 助成金の請求

利用決定者は、助成対象経費をひと月ごとに取りまとめて、次の書類を提出します。複数月をまとめて請求することもできます。

- ①請求書（様式第7号）
- ②サービス利用を受けた事業者の領収書（写し）
- ③サービス内容・日時・回数・金額が記載された明細書（写し）

## 5. 助成金の支払い

春日市は、請求内容を審査し適当と認めた場合は、助成金を交付します。

※サービス提供事業者などが請求することも可能です。委任状（様式第8号）を提出してください。

## 6. 申請内容の変更や利用停止の手続き

利用決定の内容に変更が生じたり、支援事業を利用する必要がなくなったりしたときは変更（廃止）届（様式第5号）を提出してください。